

## 雇用契約

この雇用契約は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に、

\_\_\_\_\_ 所在の  
会社/屋号\_\_\_\_\_代表者\_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_  
(以下、雇用者と称す)

と、\_\_\_\_\_パスポート番号\_\_\_\_\_  
(以下、被雇用者と称す)

の間で結ばれたものである。両者は以下の雇用条件に合意した。

### 1. 職位及び給与

雇用者及び被雇用者は\_\_\_\_\_の職務で一ヶ月当たり\_\_\_\_\_円  
(\*税引前/\*税引後)の給与で雇用関係を結ぶことに合意した。雇用者は給与を、\*同月/\*翌月の\_\_\_\_\_日までに現金で一括して支払うこととする。被雇用者の合意があれば、被雇用者名義の銀行口座に振り込むこともできる。雇用者は、関連する法律、法規で定められた必要経費以外を、被雇用者の給与から差し引く権利はない。

### 2. 雇用期間及び稼働場所

契約期間は\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_年間で、稼働場所は、

店名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_である。

### 3. 試用期間 (契約更新の場合は記入しない)

被雇用者の労働は、勤務開始日より\_\_\_\_\_日間を試用期間とする。

### 4. 勤務時間

4.1 被雇用者の通常勤務は週当たり\_\_\_\_\_日とする。

4.2 通常勤務時間は、週当たり\_\_\_\_\_時間で、1日当たり\_\_\_\_\_時間とする。

勤務時間は\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分から、\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分まで。

4.3 雇用者は、休憩を連続して\_\_\_\_\_時間与える。

休憩時間は\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分から\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分まで。

## 5. 休日及び休暇

- 5.1 雇用者は被雇用者に1週間につき\_\_\_\_\_日間の休日を、給与を差し引くことなく与える。
- 5.2 雇用者は被雇用者に年間\_\_\_\_\_日間の公休日(祝日など)を、給与を差し引くことなく与える。(5.1の日数を含まない)
- 5.3 被雇用者が6ヶ月間継続勤務し、所定労働日の8割以上出勤すれば\_\_\_\_\_日間の年次有給休暇を取得することができる。

## 6. 時間外勤務手当

- 6.1 被雇用者が時間外勤務を要求された場合、1時間につき\_\_\_\_\_円  
(\*税引前/\*税引後)の割り増し賃金が支払われるものとする。
- 6.2 被雇用者が通常の休日や公休日に勤務を要求された場合、法律に規定された割り増し賃金が支払われる。

## 7. 食事及び宿泊

- 7.1 雇用者は、被雇用者が料金を支払わなくてよい食事を、勤務日1日につき\_\_\_\_\_回提供する。
- 7.2 宿泊費は、\*雇用者/\*被雇用者が支払責任を負う。
- 7.3 光熱費などの公共料金は、\*雇用者/\*被雇用者が支払責任を負う。

## 8. その他諸手当 (もしあれば)

- 年末特別手当 \_\_\_\_\_ 円
- 通勤手当 \_\_\_\_\_ 円
- 年次昇給 \_\_\_\_\_ 円
- 生命保険額 \_\_\_\_\_ 円
- その他 (明記のこと) \_\_\_\_\_

## 9. 健康保険

被雇用者はこの契約書記載の労働期間中、日本の労働基準法により保護されると共に、日本の法令に従った保険料を支払うことにより、健康保険の適用がなされる。被雇用者が死亡した場合、雇用者は被雇用者の葬儀を行い、遺骨、遺留品をタイ国本籍地まで送る費用を負担しなければならない。尚、勤務時間以外に発生した病気やケガにかかる医療費は、\*雇用者/\*被雇用者 が支払う。

## 10. 所得税

\*雇用者/\*被雇用者が、所得税支払い手続きの責任を持つ。

### 11. 渡航費

被雇用者が雇用契約期間を満了した場合、雇用者は被雇用者に、タイー日本間の往復航空券を無償供与する責任を持つ。

### 12. 義務

- 12.1 被雇用者は、雇用者の会社の規則、規定を遵守しなければならない。
- 12.2 被雇用者は、この雇用者に対してのみ、労働に従事する。
- 12.3 被雇用者は、いかなる不法行為も犯してはならない。

### 1 3. 契約終了

13.1 試用期間中に、被雇用者の能力が職務不的確であることがはっきり証明された場合、雇用者はこの契約を終了し、被雇用者をタイに帰国させることができる。

13.2 契約期間中に雇用者が契約終了を希望する場合、被雇用者に少なくとも\_\_\_\_日前までに通告しなければならない。もしくは平均賃金の\_\_\_\_日分以上の補償金を支払うことで、その代わりとしてもよい。

13.3 被雇用者が契約終了を希望する場合、被雇用者は少なくとも\_\_\_\_日前までに雇用者に知らせなければならない。

### 1 4. その他

14.1 天災があった場合、雇用者は被雇用者を安全な場所に避難させなければならない。勤務を継続できない状況の場合、雇用者は被雇用者をタイへ帰国させる手続きをし、その費用を支払わねばならない。

14.2 この雇用契約書に記載されていない他の雇用条件については、日本の労働基準法に従うこととする。

14.3 雇用者が、本契約で合意した条件を全部あるいは一部を満たさなかった場合、雇用者は被雇用者に対し、損害賠償をしなければならない。

14.4 被雇用者は勤務規定、規則を厳格に遵守しなければならない。

14.5 両者は、安全衛生に関する規定、規則を厳格に遵守することに同意する。

この雇用契約書は二言語で作成され、政府機関の認証を受けたのち、各当事者が一部（二言語）ずつ保有するものとする。その写し一部（二言語）は政府機関に証拠として保管される。

両者は、上記記載の雇用契約条件を明確に理解し合意した。よってここにその証拠として、署名する。

雇用者 \_\_\_\_\_ (印)  
( )

被雇用者 \_\_\_\_\_  
( )

立会人 \_\_\_\_\_  
( )

立会人 \_\_\_\_\_  
( )